

消防用設備等の点検時には、必ず立ち会って適正な点検が実施されているかを確認しましょう。

消防用設備等の点検・報告

消防用設備等を設置することが消防法で義務づけられている防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければなりません。

消防用設備等は、特殊なものであり、消防用設備等についての知識、技術のない人が点検を行っても、不備欠陥が指摘できないばかりか、かえって消防用設備等の機能を損なうことも考えられます。

そこで、防火対象物の規模や消防用設備等の内容により、火災発生時に人命危険の高い特定防火対象物等でその規模が大きい対象物については、消防設備士又は消防設備点検資格者に、その他の規模が小さい防火対象物については、防火管理者等に点検を行わせることができることとされています。



点検実施者

防火対象物の用途や規模により、消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を行うこととなっています。

- ◆ 延べ面積1,000㎡以上のデパート、ホテル、病院、飲食店、地下街などの特定防火対象物
- ◆ 延べ面積1,000㎡以上の工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校などの非特定防火対象物で消防長又は消防署長が指定したもの
- ◆ 特定用途に供される部分が避難階以外の階にある防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2つ(屋外に設けられた場合又は避難上有効な構造を有する場合は、1つ)以上設けられていないもの

左記以外の防火対象物は、防火管理者などの関係者が行うこともできますが、確実な点検を行うために有資格者(消防設備士又は消防設備点検資格者)に行わせることが望まれます。

点検の内容と期間

消防用設備等の種類などに応じて、次のように定められています。

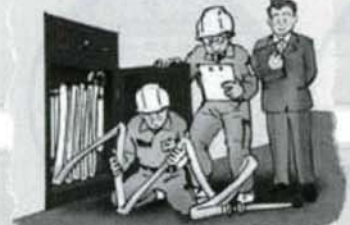
- 機器点検 → 6か月に1回以上
- 総合点検 → 1年に1回以上

1 点検から報告まで

関係者のためのチェックポイント

点検・改修・整備

点検は、点検基準及び点検要領に従って適正に行い、不良箇所があった場合は、すみやかに改修や整備をしなければなりません(改修や整備は、屋内消火栓の表示灯の交換等、軽微な整備を除き、消防設備士でなければなりません。)



4 点検済票(ラベル)の貼付

- 点検済表示制度を活用している場合には、法令に基づく適正な点検が行われた証として、定められた位置に点検済票(ラベル)が貼付されます。
- 点検済票(ラベル)は、各都道府県消防設備協会に登録した点検実施者に交付されます。



点検票の確認

関係者は、点検結果が点検票に正確に記録されているかを確認してください。



ハイ! それでは確認させていただきます。

点検結果の報告

- 関係者は、点検結果を定められた期間に、消防長又は消防署長に報告しなければなりません(消防本部のない場合は、市町村長に報告)。
- 報告期間は、防火対象物の用途などに応じて定められています(点検の期間と報告の期間は異なります。)

- 特定防火対象物 → 1年に1回
- 非特定防火対象物 → 3年に1回

主な消防用設備等

- 消火設備
消火器具・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・不活性ガス消火設備など
- 警報設備
自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備など
- 消防用水
防火水槽など
- 避難設備
救助袋・緩降機・誘導灯など
- 消火活動上必要な施設
排煙設備・連結送水管など



消防長又は消防署長が適当と認めた場合は、点検票に代えて、点検結果報告書に点検結果総括表及び点検者一覧表を添付すればよいこととなっています。さらに郵送による報告もできることとなっています。

点検の実施

▶ 事前に打ち合せ



- 点検実施者と日時、手順などを打ち合わせます。
- 建物内の人々や利用者に点検の実施予定を知らせます。

▶ 実施時には、立ち会う



- 点検実施者が、点検に必要な器具や資格者免状を所持しているかを確認します。
- 必ず、立ち会って適正な点検が行われているかを確認します。

▶ 終了時に点検済票(ラベル)を確認



- 消防用設備等が元の状態に復元されているかを確認します。
- 点検済表示制度が活用されている場合には、点検済票(ラベル)が貼付されていることを確認します。
- 不良箇所があった場合は、すみやかに改修します。
- 点検票等は、維持台帳に綴じて保存(注)します。

(注) 消防長又は消防署長が適当と認めた場合、1年を経過したもの(原則は3年)については点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するだけでよいこととなっています。